

議案第 29 号

斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

【議案提出担当課：子育て支援課】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 職員配置基準の改正(第29条、第31条、第44条、第47条の改正規定)

満3歳以上満4歳に満たない児童に配置する保育士について、おおむね20人に1人から15人に1人に、満4歳以上の児童に配置する保育士について、おおむね30人に1人から25人に1人にするよう、職員の配置基準を改めるものです。

2. 施行期日

公布の日から施行します。